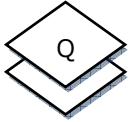




労働相談Q & Aで解決！

一時金



労災で自宅療養していたため、ボーナスの支給対象にならないと言われました。

A ボーナス（賞与）は、必ずしも支給が法律上義務付けられるものではありません。労働協約、就業規則、労働契約などで、それを支給することや支給基準が定められていて、会社に支払義務があるものについては、賃金として法律上も支給が義務づけられます。この場合、支給要件や金額等は、就業規則などの具体的な定めによることとなります。

解説はこちら

- 労働基準法では、賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として会社が労働者に支払うすべてのものとされており、その他に、賃金の支給に関する原則などが定められています（労働基準法第11条）。
- 会社は、法律上は必ずしも労働者に賞与を支給しなければならない義務はありませんが、労働契約、就業規則や労使協定などに定めがあれば、会社は当然にこれに拘束されますので、賞与も賃金として支給義務があることとなります。
- 賞与や一時金などの制度がある場合は、支給条件を含め、就業規則に規定しなければなりません（労働基準法第89条）。
- 賞与の支給要件も、労働契約や就業規則などで定められており、一定の基準日に在籍していることや算定対象期間に勤務実績があることなどが支給要件になっていることがあります。

どうすれば？

- 賞与の支給要件は、それぞれの会社で異なりますので、まずは、会社との労働契約や就業規則などで、賞与の支給要件を確認しましょう。
- 賞与の支給要件の変更を求める方法は、労働契約にその内容を盛り込んでもらう、あるいは、就業規則の改正を求めていくことなどが考えられますので、賞与の支給要件について会社と交渉しましょう。労働組合があれば相談し、会社と交渉してもらうという方法もあります。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181